



Forest Stewardship Council®



改定FSC CoC規格 オンラインセミナー 日本語版

FSCジャパン 三柴ちさと・汐見崇史

2017年3月3日



内容:

パート I. CoC規格改定プロセスの概要

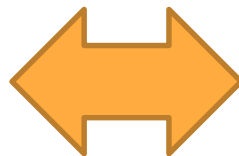
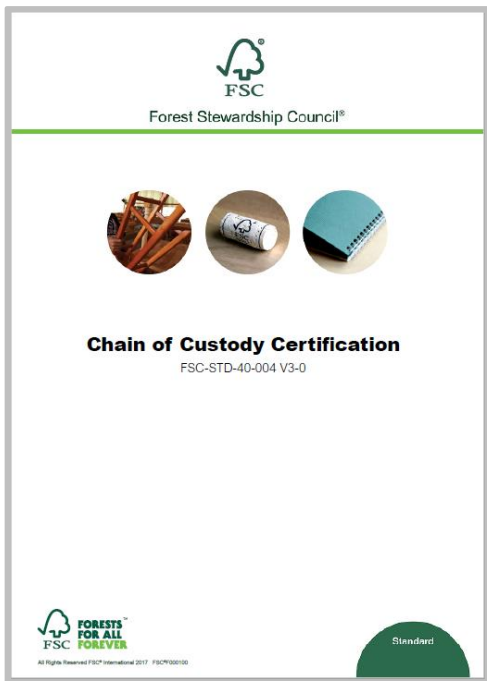
パート II. CoC規格の主な変更点

パート III. 質疑応答

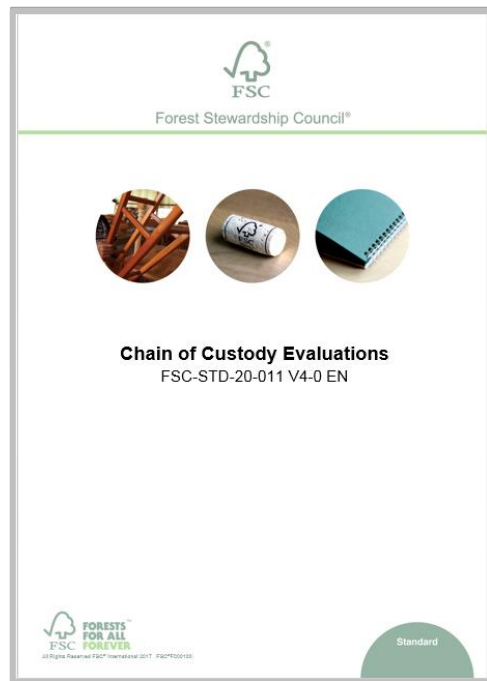
注：本オンラインセミナーは、後に公開する目的で録画されております。

改定FSC CoC規格:

認証取得者向け FSC-STD-40-004



認証機関向け FSC-STD-20-011



内容:

パート I. CoC規格改定プロセスの概要

パート II. CoC規格の主な変更点

パート III. 質疑応答

ワーキンググループ(作業部会):

Jakob Ryding, Forests of the World (デンマーク)

Alan Smith, 個人会員(ボリビア)

Andres Venegas, 個人会員(チリ)

Per Funkquist, Korsnäs AB (スウェーデン)

Corris van den Berg, SGS (南アフリカ)

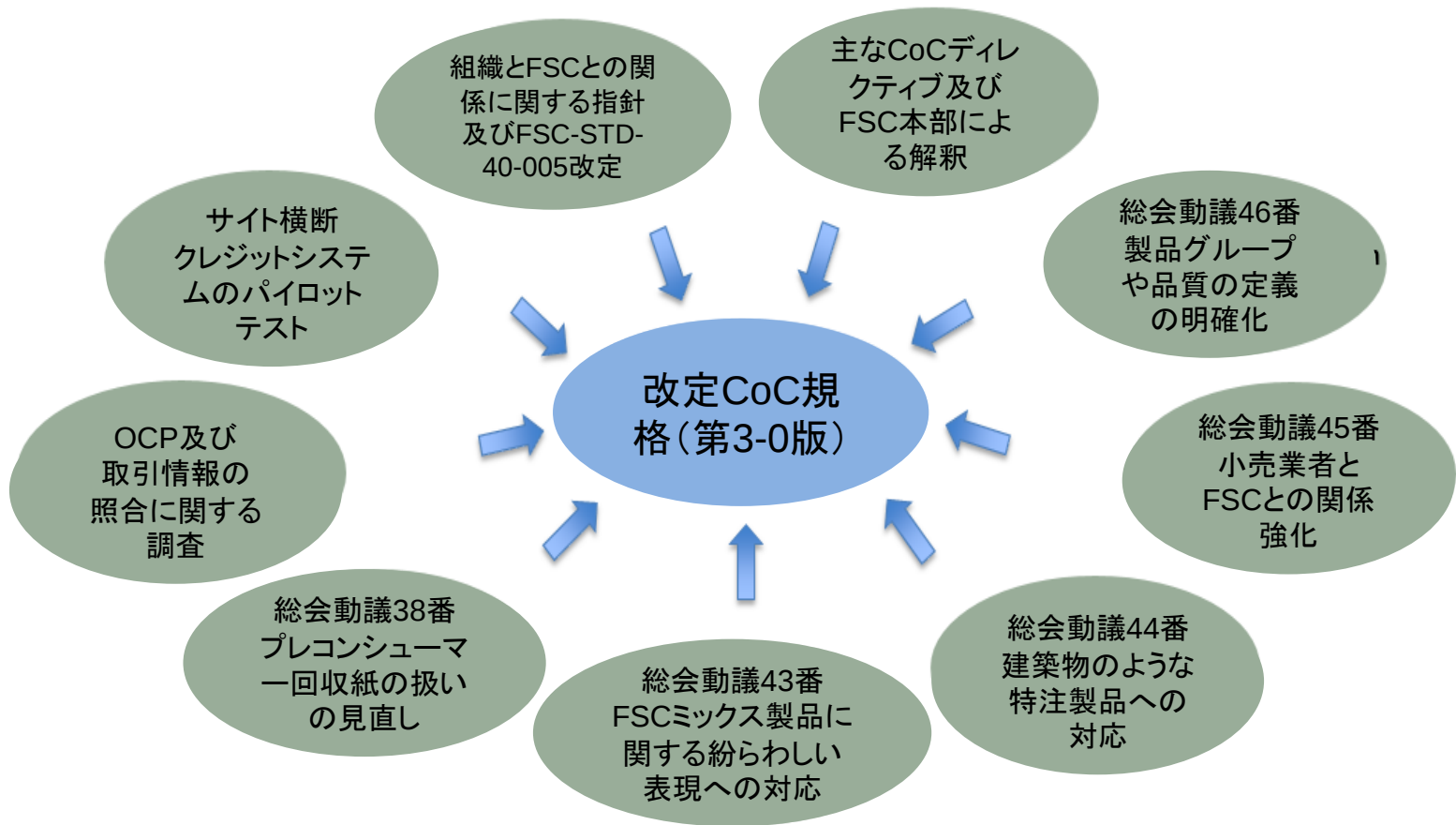
Torge Petersen, GFA (ドイツ)

Tammy Coe, Rainforest Alliance (アメリカ)

Henry Krueger, Smurfit Kappa (ドイツ)

Ave Saksen, JELD-WEN Europe (エストニア)

André Deschamps, De & D Consult (ベルギー)



主な目的:

- 規格を**見直して効率化**する。
- 規準文書を**統合して、数を減らす**。
- CoC要求事項が**正しく解釈及び適用される**ようにする。

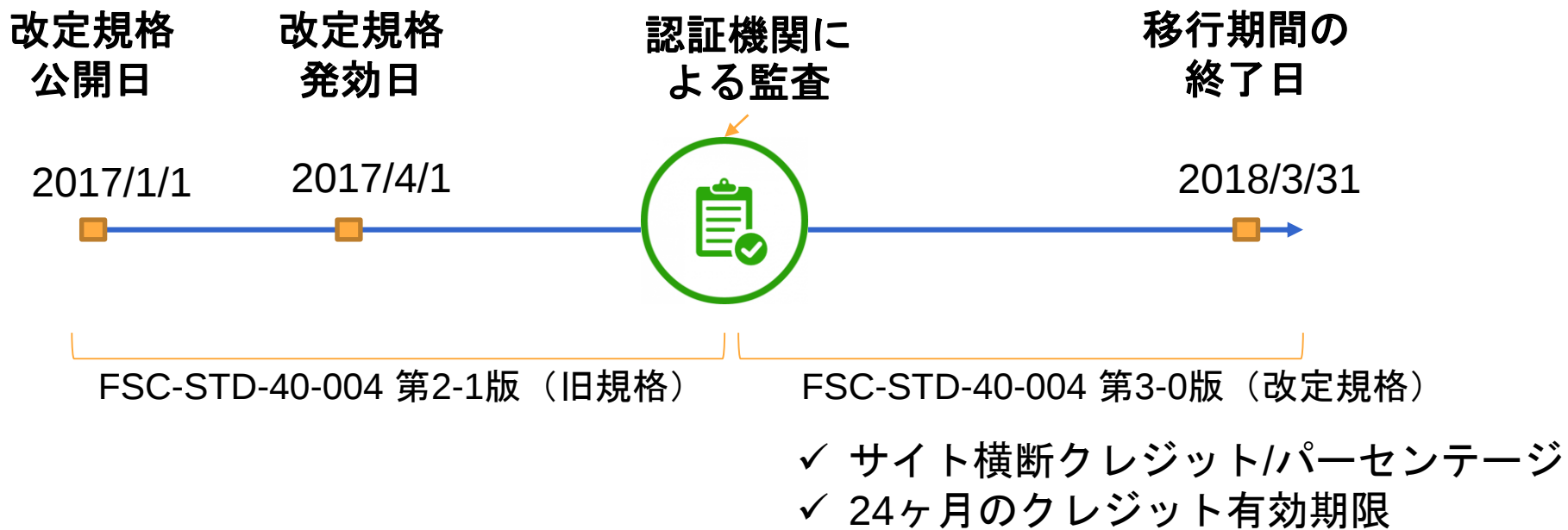
すべての CoC認証取得 者に 適用される	規格の範囲及び一般的な情報	
	パート I: 一般要求事項	
	パート II: FSC表示の管理	
	製品グループに関する要求事項	
	トランスファーシステム	
認証範囲に 応じて適用 される	パーセンテージシステム	
	クレジットシステム	
	パート III: 補足的な要求事項	
	ラベリング	
	外部委託	
規準 ガイダンス	パート IV: 単独、マルチサイト、グループCoC 認証の適用条件	
	附則 A. 製品グループの例	
	附則 B. FSC表示管理システムの適用例	
	附則 C. 用語と定義	

注: FSC表示管理システム(トランスファー、パーセンテージ、クレジットシステム)の少なくともひとつは適用しなければならない。

改定規格への移行:



改定規格への移行:



内容:

パート I. CoC規格改定プロセスの概要

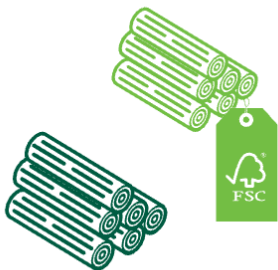
パート II. CoC規格の主な変更点

パート III. 質疑応答

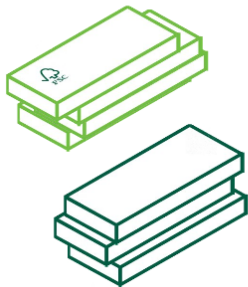
1) 複数のサイトにおけるパーセンテージ及びクレジットシステムの適用

旧規格 – FSC-STD-40-004 (第2-1版):

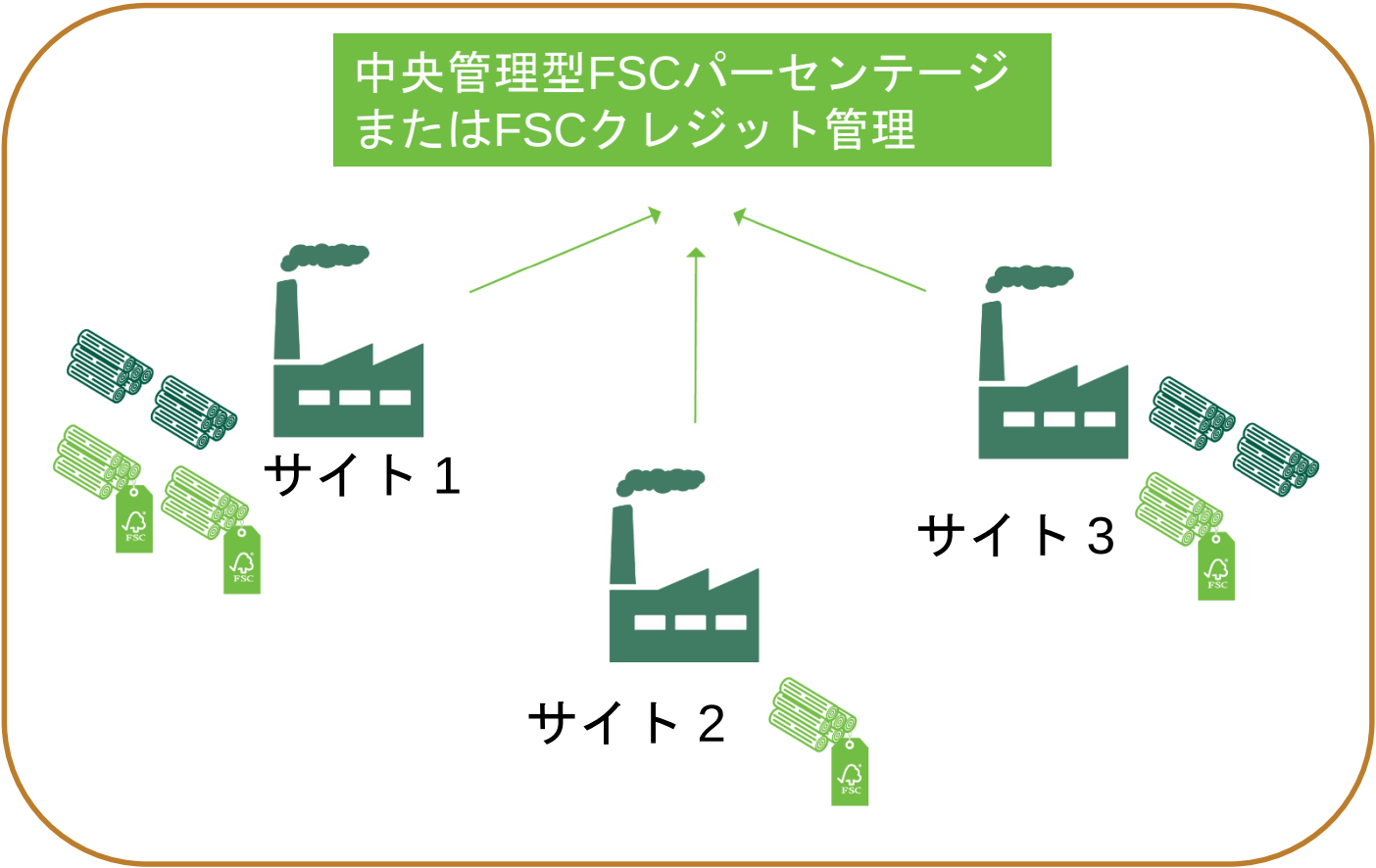
Input
インプット



Output
アウトプット



新規格: FSC-STD-40-004 第3-0版



パーセンテージシステム:

9.4 パーセンテージシステムを複数サイトで適用する場合、パーセンテージの計算は**すべてのサイトで受領したインプットの平均FSC パーセンテージ**に基づかなければならない。

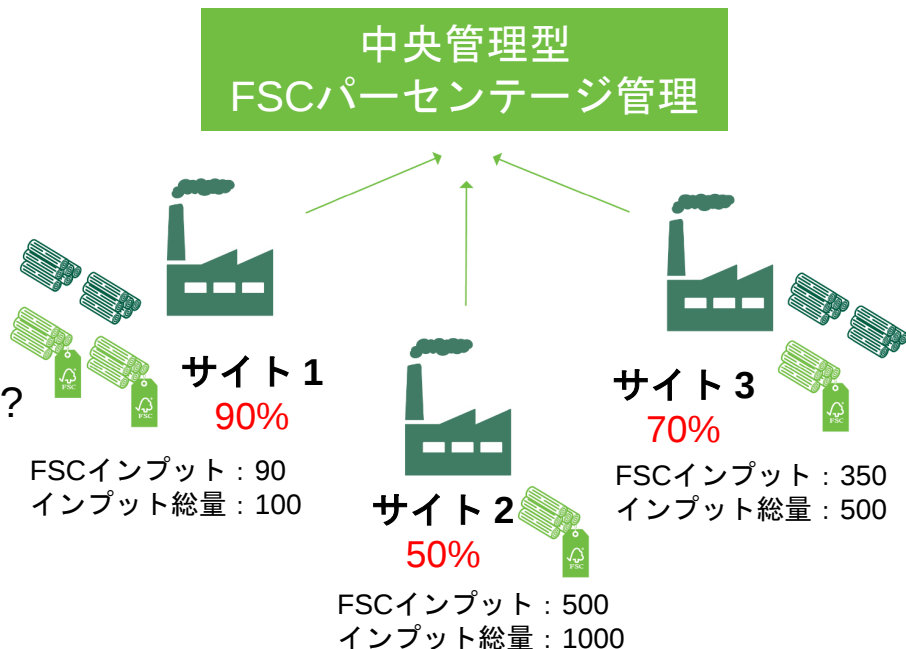
どのように平均FSCパーセンテージを計算する？

✗ 各サイトのパーセンテージを平均：

$$\text{例. } \frac{90\% + 50\% + 70\%}{3} = 70\%$$

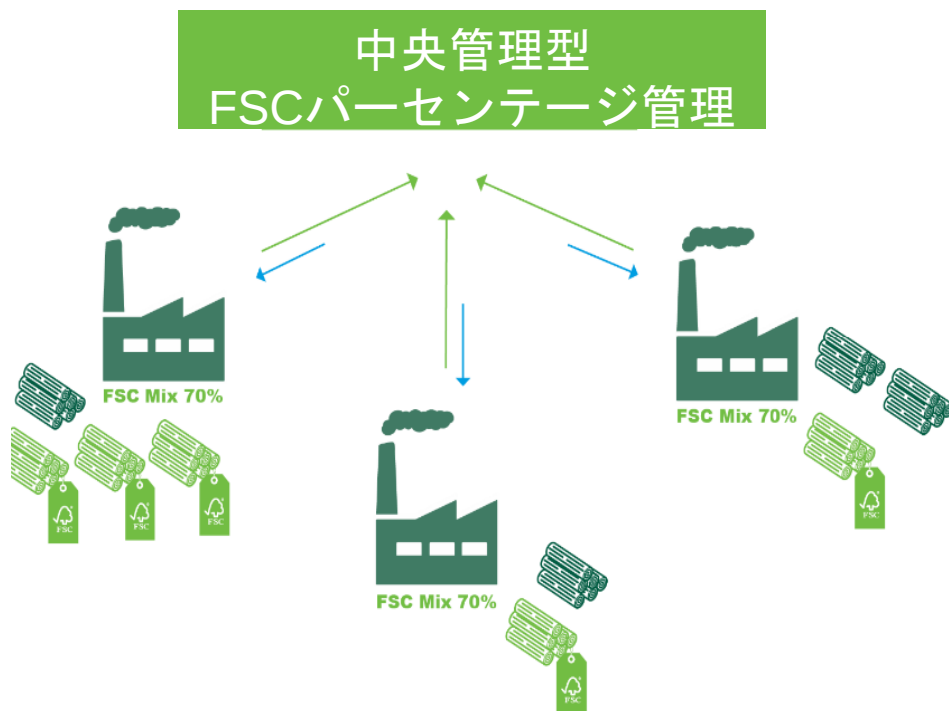
✓ すべてのサイトが受領した表示に寄与する（FSC）インプットを平均：

$$\text{例. } \frac{\text{すべてのサイトのインプット合計}}{\text{すべてのサイトの生産量合計}} \times 100 = \frac{90\text{トン} + 500\text{トン} + 350\text{トン}}{100\text{トン} + 1000\text{トン} + 500\text{トン}} \times 100 = 59\%$$



複数サイトでパーセンテージシステムを適用するための条件は以下の通りです：

- パーセンテージの計算は、**同じ製品グループ**内の製品にのみ適用される。
- すべてのサイトが**同一所有構造**をもつ、単独認証またはマルチサイト認証の範囲に含まれている。
- すべてのサイトが**同じ国またはユーロ圏**に所在する。
- すべてのサイトが**同じ統合管理システムソフトウェア**を使用している。
- サイト横断パーセンテージ計算に参加している各サイトが、**少なくとも50%のFSCパーセンテージ**を有する。

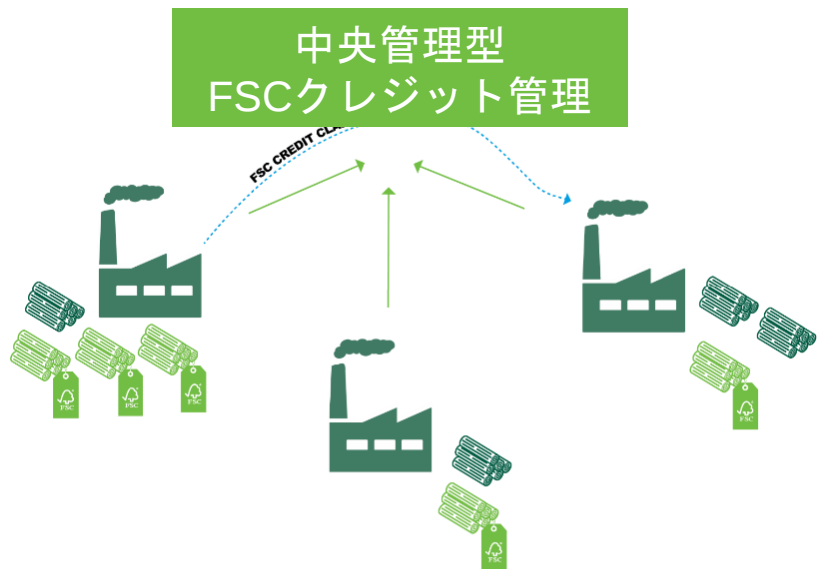


注：パーセンテージシステムにおけるFSCラベリング要件は70%であり、平均FSCパーセンテージが70%以上でない限り、製品にFSCミックスラベルは付けられない。

クレジットシステム:

10.3 クレジットシステムは単一のサイトまたは複数の物理的サイトにおいて適用してよい。中央管理型クレジットアカウントを開設するための条件は以下の通りである：

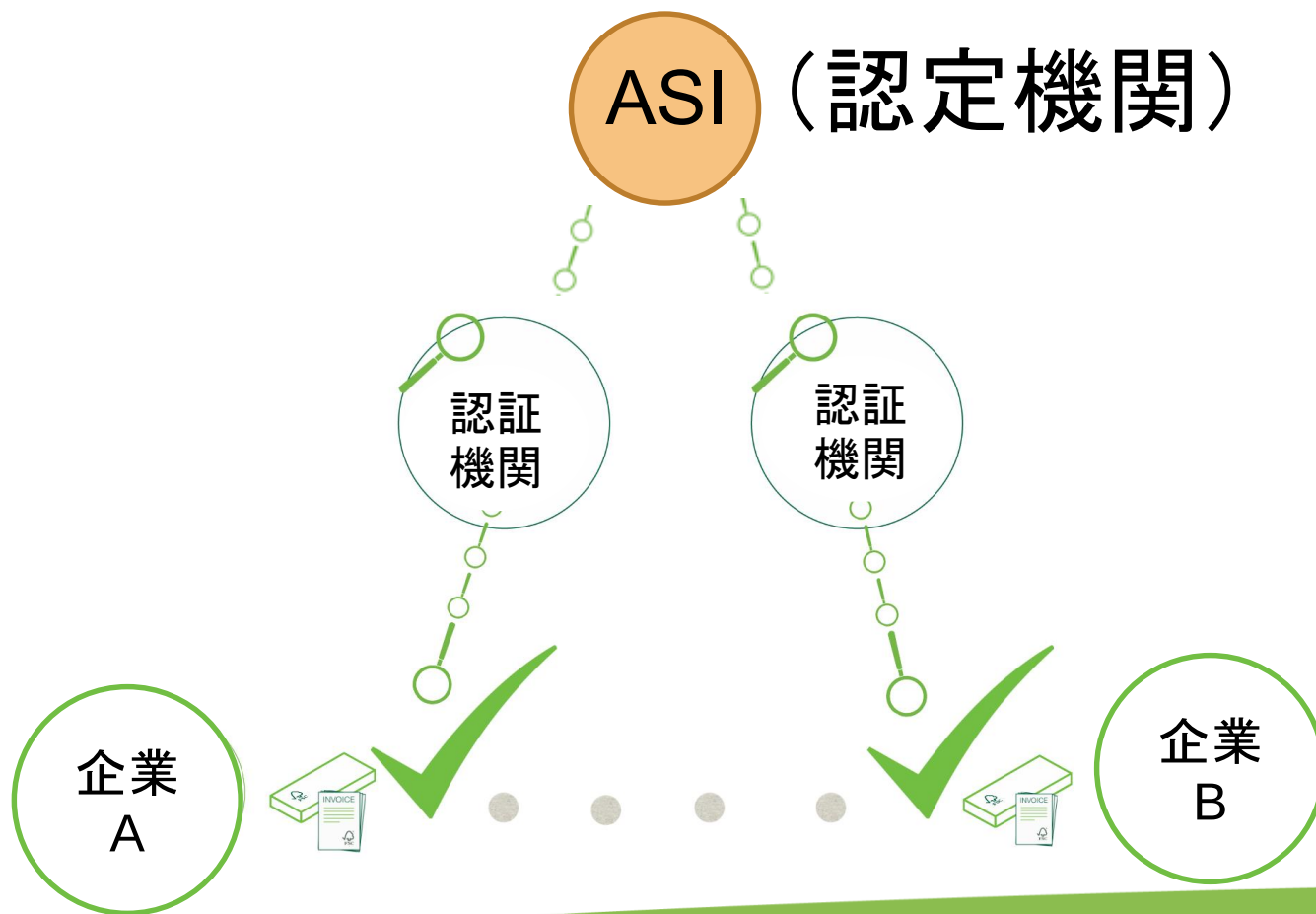
- クレジットは、**同じ製品グループ内**で共有されなければならない。
- すべてのサイトが**同一所有構造**をもつ、単独認証またはマルチサイト認証の範囲に含まれている。
- すべてのサイトが**同じ国またはユーロ圏**に所在する。
- すべてのサイトが**同じ統合管理システムソフトウェア**を使用している
- サイト横断クレジットアカウントに参加している各サイトが、**12 ヶ月の間に自身のサイトで使用されたインプットクレジットの少なくとも10%に寄与している。**



FSC は、複数サイトでのパーセンテージシステム及びクレジットシステムの適用の環境、社会、経済的な便益とコストを監視し、**2年後に再評価します。**

複数サイトでのパーセンテージ及びクレジットシステムを適用している組織は、FSC が要求する情報を提供することで、**この監視プロセスに参加することが求められます。**

2) 取引情報の照合:



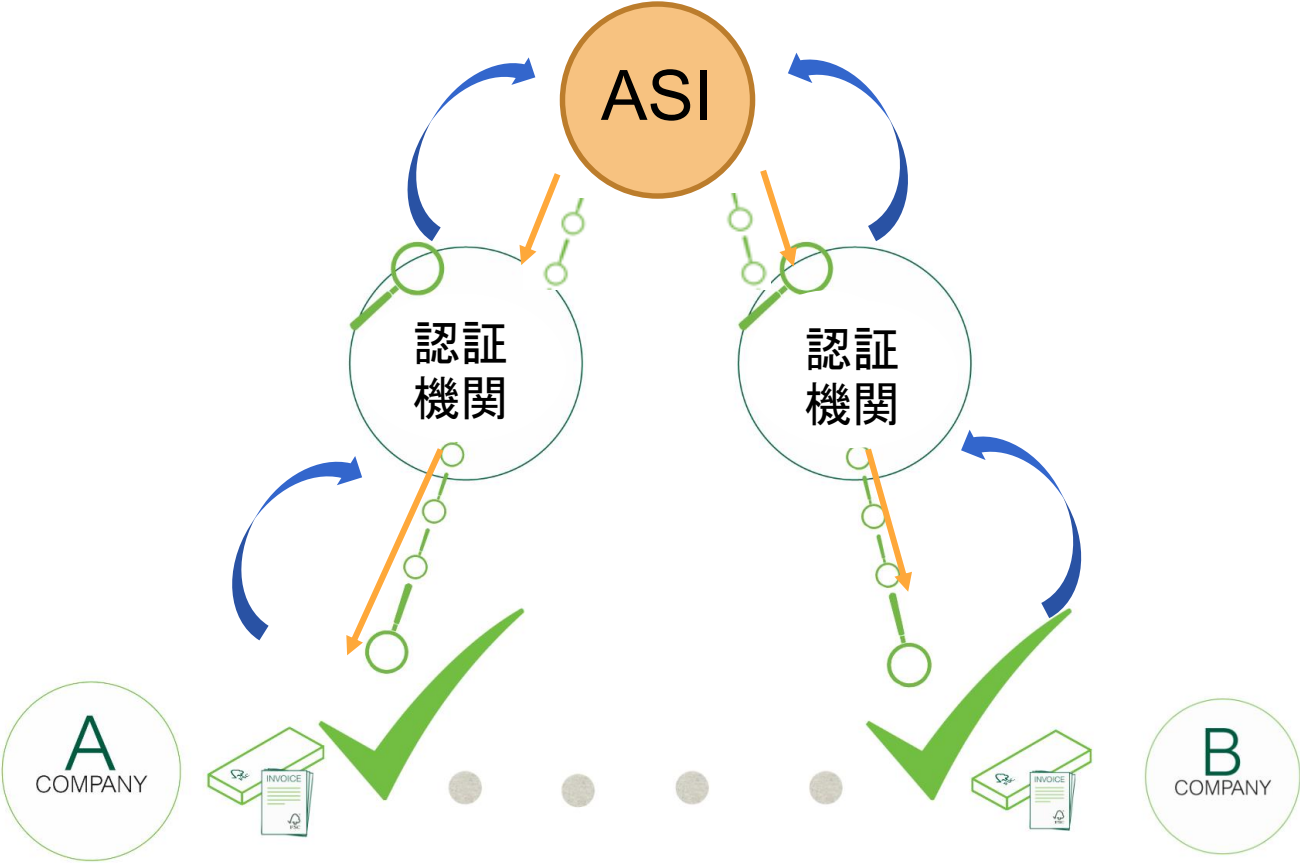
認証取得者は何をしなければならない？

1.7 組織は、認証機関からの要請に応じてFSC取引データのサンプルを提供することで、自身の認証機関及び認定サービス・インターナショナル(ASI)により行われる取引情報の照合に協力しなければならない。

定義：

FSC 取引：販売文書(伝票)上にFSC 表示を伴う製品の購入または販売。

取引情報の照合はどのように行われる？



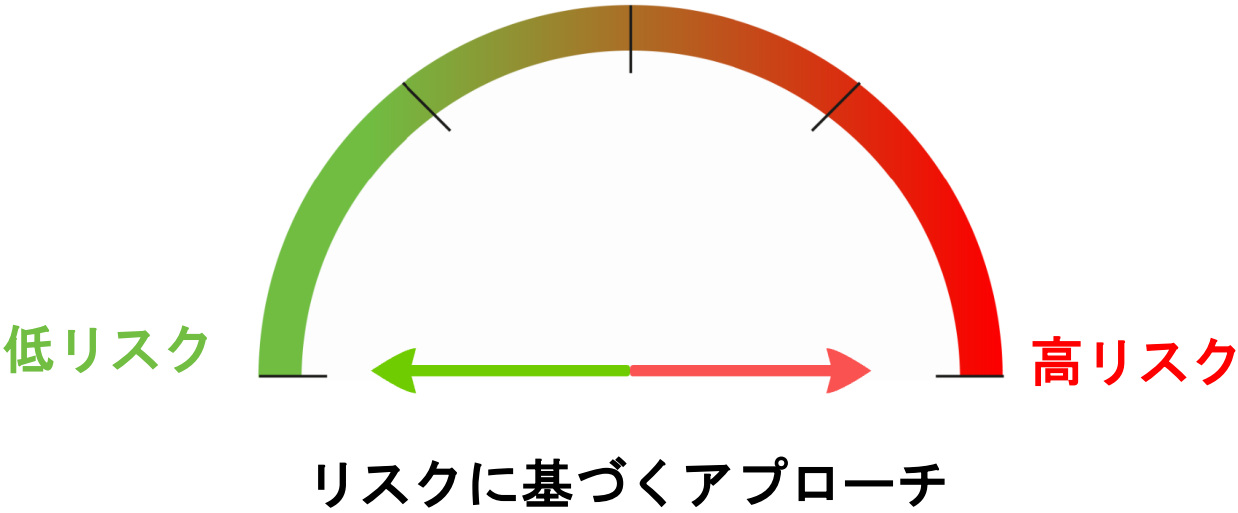
認証機関は何をしなければならない？

10.1 認証機関は、FSC取引に関する情報を迅速に（つまり要請に可能な限り早く応えることで）**収集、分析、共有**することで、ASIによって行われる取引情報の照合に**協力及び手助け**しなければならない。

10.2 制度における偽りの表示の監視及び抑制の手助けをするために、認証機関は以下の情報を**FSC認証データベースに（非公開情報として）登録**しなければならない：

- a) 前回の監査以降**FSC製品の販売がない**と報告をしている組織。
- b) 組織による**偽りの表示及び/または不正に起因する不適合事項、認証一時停止、認証取消し、参加サイトの除外**。
- c) **ASIの調査対象とすべき組織の推薦**及びその理由（例：認証機関から隠されている記録の証拠がある、組織に対して寄せられた苦情、組織と取引相手の取引量が異なる可能性がある）

FSCとASIは「取引情報の照合」の対象となる組織をどのように決定するのか？



リスクは次の指標に基づいて決定:

- ファイバーテスト
- 裏付けのある苦情
- ASIによる現場審査、モニタリング、データ分析
- 特定の国/地域のすべての製品グループに対するASIとFSCの調査結果
- 偽りの表示に関する認証機関からの報告

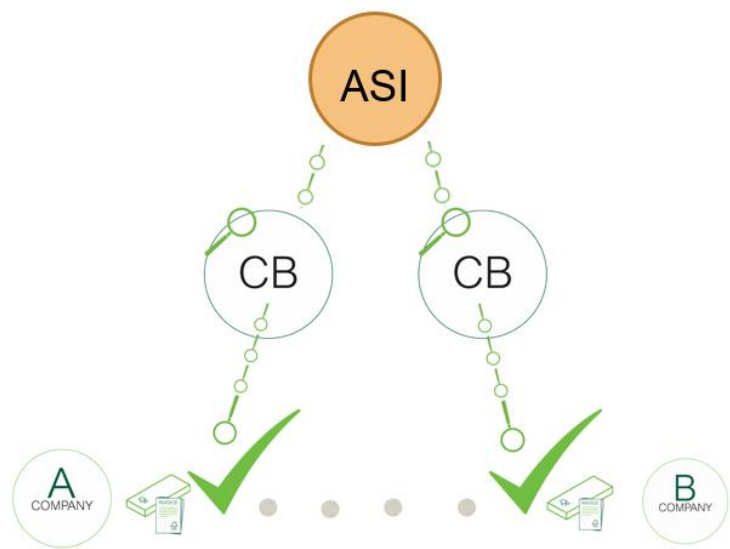
サプライチェーン統合プロジェクト:

加えてFSCはサプライチェーンの信頼性を保証するための措置として、今後4年間に渡りいくつもの措置を取る予定です。2017年に予定されているものは以下のとおりです:

- 改定CoC規格の発効
- 不正に対する法的かつ経済的な罰則の導入
- ASIによる迅速な取引情報の照合のための監査
- ASIが要請し、認証機関が実施する調査
- 偽りの表示の発見時に報告できる仕組み作り
- ファイバーテストの実施
- デジタル取引情報、ブロックチェーン技術の可能性調査
- 特定の高リスクサプライチェーンにおけるOCPの継続テスト (現在アドバ
イスノートを作成中)

2017年に、世界中で1000社の企業が「取引情報の照合」への協力を求められると見込まれています。特にアジア太平洋地域が重点的に調査対象となる予定です。

取引情報の照合



≠

オンラインクレーム プラットフォーム（OCP）

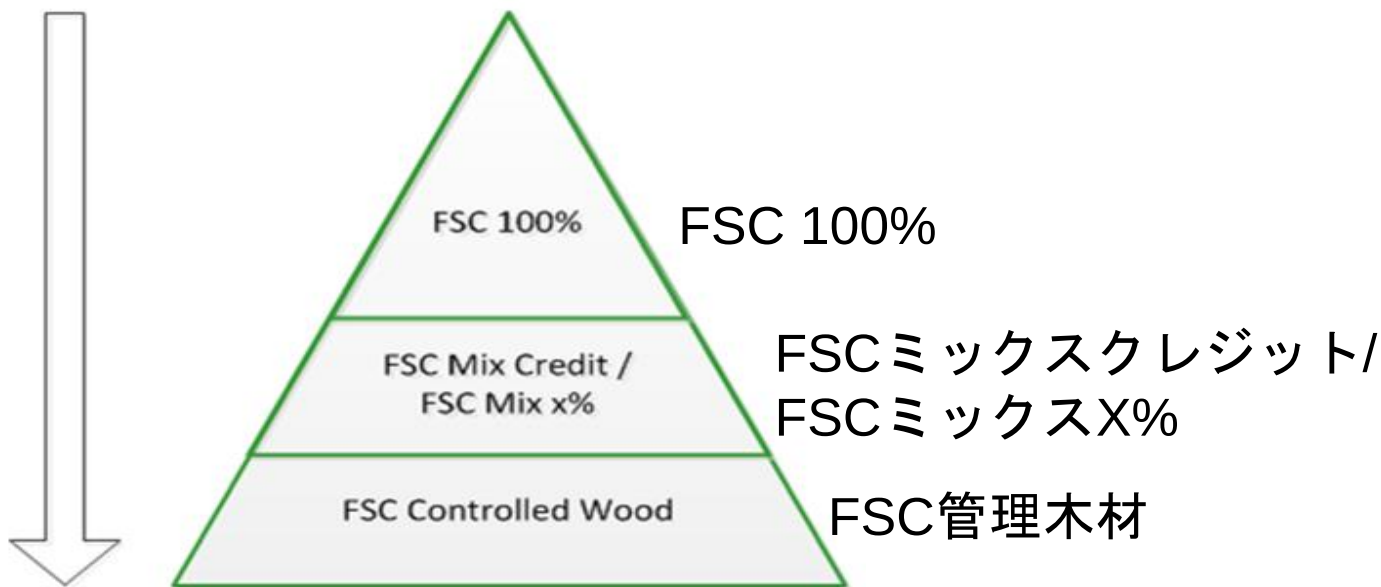


OCPツール:

OCPを用いると、次の要求事項を満たす上で便利です:

- ・ 認証供給者の一覧作成・維持
- ・ 供給者の認証範囲と有効性の自動確認
- ・ FSCデータベースの連絡先情報や製品グループ情報の正式な変更願い
- ・ 認証取得顧客の一覧
- ・ 製品タイプ一覧
- ・ 樹種一覧
- ・ 最新の原材料収支記録の作成・維持

3) FSC表示の格下げ



5.9 組織は、図A に従い製品のFSC 表示を格下げしてもよい。FSC ラベルは、最終消費者にラベル付き最終製品を販売する小売業者の場合を除き、販売文書（伝票）上のFSC 表示に対応していなければならない。

注：回収原材料100%から作られている製品はFSC リサイクル表示のみ使用できる。

4) 製品グループに関する要求事項の変更点

製品グループに関する要求事項では、製品のFSC表示管理やラベリングのために、ひとつのグループとしてまとめて扱うことのできる製品について定めています。

製品グループはどのように決める？

- ✗ FSC製品分類だけに従う
- ✗ FSCデータベースに従う
- ✓ FSC CoC規格の要求事項に従う

7.1 組織は、FSC 表示及びFSC ラベルを管理するための製品グループを設定しなければならない。製品グループは、以下を満たすひとつ以上の生産製品により構成されるものとする：

- a) FSC-STD-40-004a（FSC 製品分類）において、同じ製品タイプに分類されている製品。
- b) 同じFSC 表示管理システムに基づいて管理されている製品。

7.2 パーセンテージ及び/またはクレジットシステム下の製品グループ設定では、更に以下の追加条件が適用される：

- a) すべての製品は**同じ換算率**をもたなくてはならない。そうでない場合、同じ製品グループに含めてもよいが、FSC パーセンテージまたはFSC クレジット表示を付けて販売される製品量の計算にあたり、**それぞれの製品ごとの換算率を適用しなければならない**。
- b) **同じインプット原材料**（例：マツの製材）、または**同じ組み合わせのインプット原材料**（例：同等の樹種の単板とパーティクルボードを組み合わせで作られるベニアパーティクルボードの製品グループ）から製造される製品。

注：インプット原材料及び/または製品グループの樹種は、同等であれば、他の原材料及び/または樹種と置き換えてもよい。同じ製品グループ内における原材料または製品の**寸法または形状**のバリエーションは認められる。**異なる種類の木質パルプは同等のインプット原材料と見なされる**。

ボックス4. 製品グループ内でのインプット原材料の置換

生産される製品特性を変えずに代用できる原材料及び/または樹種は、同等であると見なせる。以下の指標のいずれも、製品特性の変化と考える：

- a) **製品タイプ** (FSC-STD-40-004a に基づく) の変化
- b) **製品機能** の変化
- c) **製品価格の上昇** (価格は、例えば需要、価格交渉または取引数量などの様々な要因によって変動する可能性があるため、単一の指標としては使用しないことが望ましい。しかし、その他の指標とあわせて使用することで製品特性のバリエーションを明らかにすることができる)
- d) **製品等級の向上**
- e) **製品外観の変化** (本質的な原材料の性質によって決定される外観。印刷、塗装及びその他の仕上加工はここでは場合該当しない)。

5) クレジットシステム要求事項に関する変更点

- クレジット失効までの期間が延長されました(12ヶ月から24ヶ月)。過去に失効したクレジットに遡って再度有効にすることはできません。
- クレジットアカウントをインプットとアウトプットどちらについて管理するか選択できることが明記されました。インプットクレジットは、FSCクレジット表示を伴う製品が販売されるまえにアウトプットクレジットに換算しなければなりません。

組立木材製品に関する新たな制限

10.5 異なる品質の複数インプットから作られる**組立木材製品**にクレジットシステムが適用される場合、管理原材料または**FSC 管理木材**として調達された高品質部材の割合が、**製品組成の30%を超えてはならない**（体積または重量に基づく）。

- FSCリサイクル製品はFSC管理木材として販売できなくなりました。
- 組織の生産のすべてがFSC ミックスクレジットアカウントに含まれている場合は、FSC 管理木材アカウントは必要ありません。

10.10 組織は、FSC ミックスクレジット製品として販売しないアウトプット分を、**対応するFSC 管理木材クレジットアカウント**に基づき、**FSC 管理木材**として供給してもよい。

注：組織の生産のすべてがFSC ミックスクレジットアカウントに含まれている場合は、FSC 管理木材アカウントは必要ない。

インプット

- = プレコンシューマー回収
- ◐ = FSCミックス70%
- = 管理原材料
- = 非FSC製品の生産

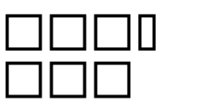


アウトプット

- ◐ = FSCミックスクレジット
- = FSC管理木材
- = 非FSC製品



FSC ミックス
クレジットアカウント



FSC 管理木材
クレジットアカウント

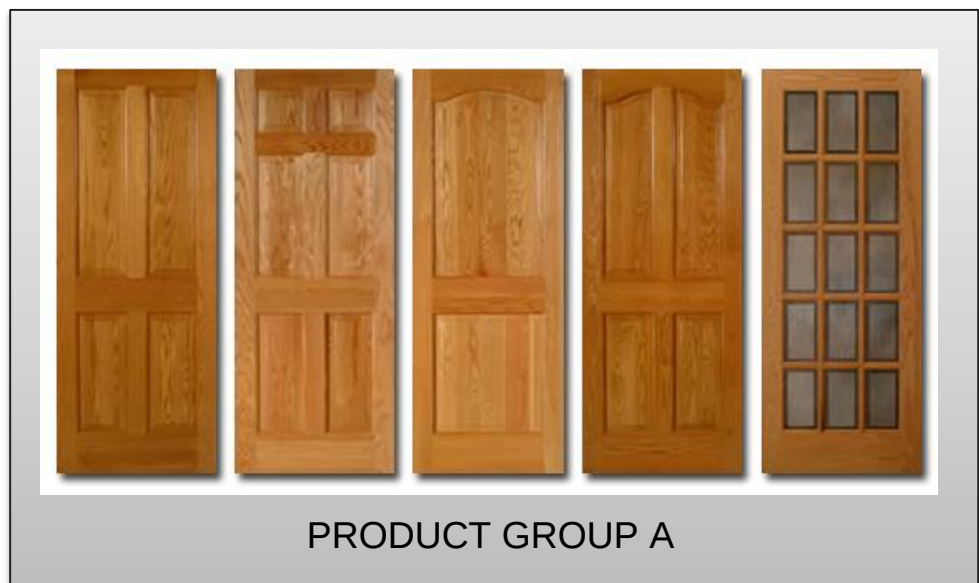


非FSC製品の製造
FSC製品グループとは分
けて管理する必要がある。

例:

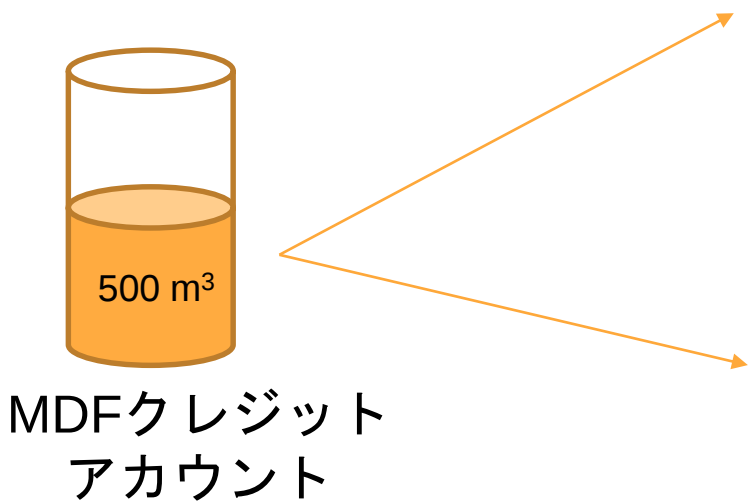


- ✓ 同じ製品タイプ
- ✓ 同じFSC表示管理システム
- ✓ 同じ原材料の組み合わせ
- ✓ 製品ごとの換算率が異なるが、FSC表示を付けて販売する製品量を計算する際に製品ごとの換算率を適用する



黒いドアは同じ製品グループに含めることはできません。

- ✓ 同じ製品タイプ（FSC-STD-40-004aに基づく）
- ✓ 同じFSC表示管理システム
- ✓ 製品ごとの換算率が異なるが、FSC表示を付けて販売する製品量を計算する際に製品ごとの換算率を適用する
- ✗ 異なる樹種であり、規格の基準に従うと、同等のインプットとしては見なされない



クレジットアカウントからの引き落とし量:

各製品の合計体積 (MDF、単板、ダボを含む) × 製品数 × 換算率

6) マルチサイトCoC認証適用条件の変更点

14.1 マルチサイト認証の適用条件を満たす場合：

- a. 認証を保有する組織及びすべての参加サイトが同一所有者により所有されている。 または
- b. すべての参加サイトが以下の条件を満たす：
 - i. 組織と法的及び/または契約関係を持ち、かつ
 - ii. 共通の運用手順（例：同じ製造方法、同じ製品仕様、統合管理システムソフトウェア）を持ち、かつ
 - iii. 組織により構築された中央集権的な管理システムに従って管理される。この管理システムは認証のみに関連するもののみならず、以下のうち少なくともひとつの要素を含む権限と責任をもつ：
 - ・ 林産物の集中購買または販売機能。
 - ・ 同じブランド名の下での運営（例：フランチャイズ、小売店）。

14.2 マルチサイトCoC認証の適用条件を満たさない組織：

- a. 参加サイトの認証範囲への追加や認証範囲からの除外を行う権限のない組織。
- b. 協会、組合。
- c. 営利目的の会員を持つ非営利組織。

7) 建築物のような特注製品に関する新たなルール

5.8 **特注FSC 製品を販売する組織**（例：指物師、建築・建設業者）のうち、5.1 項で要求されている通りに請求書上にFSC 認証製品情報を記載しない組織は、**建設やその他の関連サービスについて発行された請求書の補足文書を発行してもよい**。この補足文書には以下が含まれていなければならない：

- a) サービスの請求書と補足文書を関連付けるのに十分な参照情報。
- b) FSC 認証部材の一覧とその数量及びFSC 表示の一覧。
- c) 組織の認証番号。

8) 報告に関する要求事項の変更点

原材料収支記録

4.2 組織は、FSC 認証範囲に含まれる原材料と製品について、以下の情報を含む最新の原材料収支記録（例：集計表、生産管理システム）を保持しなければならない：

- a) **インプット**：購入文書（伝票）番号、発行日、数量、パーセンテージまたはクレジット表示（該当する場合）を含む原材料分類。
- b) **アウトプット**：販売文書（伝票）番号、発行日、製品の説明、数量、FSC 表示、該当する表示適用期間または受注番号。
- c) **FSC パーセンテージ計算及びFSC クレジットアカウント**

X 年間数量集計

4.4 組織は、製品グループごとに、FSC 表示を付けて販売された製品の数量が、インプットの数量、既存在庫量、関連 FSC 表示、換算率と整合していることを示す、**前回の報告以降を網羅する年間数量集計報告書**を用意しなければならない。（数量の単位は組織が普段使用しているものでよい。）

注：特注製品を製造する組織（例：指物師、建築・建設業者）は、製品グループごとではなく受注単位または建築プロジェクトごとの要約として年間数量集計報告書を提示してもよい。

9) 認証数量の重複カウントを防ぐための新たな制限

4.3 FSC 及びその他の森林認証制度の認証を取得して、これら両方の制度の表示を同時に付けたインプット及びアウトプットを持つ組織は、認証製品の数量が**不適切に重複して数えられていないこと**を示さなければならない。

注：これは、このような原材料について**単一の収支記録**を作成し、原材料と製品の数量及び、それぞれの認証表示が適用された製品の数量を明確に示すことで可能である。これができない場合、組織はその他の方法を用いて認証機関が本要求事項を評価できるようにすることが望ましい。

10) 中立原材料

中立原材料：森林外に由来する原材料（非森林由来の原材料）。例として非木質植物繊維または木化素材（例：木質パネルに分類される板または複合製品の製造に使用される亜麻）や合成物質もしくは無機物質（ガラス、金属、プラスチック、充填剤、光沢剤など）がある。中立原材料には非木材林産物あるいは未使用回収木材は含まれない。FSC 製品グループに使用される中立原材料はCoC 要求事項を免除される。

FSC 認証制度において特定の非森林由来の原材料を考慮するような変更がされる際には、いつからその原材料が中立原材料と分類されなくなるのか、FSC はその時期を決定し、発表する。

参考文書:

- 新旧規格の変更点一覧（英語）
- よくある質問（英語）

FSC本部担当者:

CoC規格: Lucia Massaroth (l.massaroth@fsc.org)

取引情報の照合及びOCP: Emily Crumley (e.crumley@fsc.org)

FSCジャパン担当者:

三柴ちさと (ctomimura@forsta.or.jp)

内容:

パート I. CoC規格改定プロセスの概要

パート II. CoC規格の主な変更点

パート III. 質疑応答

